

院外処方箋の薬品名表記が一部変更になります

2025年(令和7年)6月から

「一般名処方」を開始します

一般名処方とは？

医師がお薬の商品名や後発医薬品の**メ-カ-**を指定せず、**一般的な名称(有効成分の名称)**で処方することです。

(記載方法:【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」)

《これまで》

処方箋	
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
例	
公費負担医療の受給者番号	保険者番号
被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	(枝番)
患者氏名	
生年月日	
区分	
交付年月日	
変更不可(医療上必要)	患者希望
①	〇〇錠 10mg 1錠 1日1回 食後(朝) 7日分
②	□□錠 「(メ-カ-)」10mg 1錠 1日1回 食後(朝) 7日分
保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。

《2025年6月～》

処方箋	
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
例	
公費負担医療の受給者番号	保険者番号
被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	(枝番)
患者氏名	
生年月日	
区分	
交付年月日	
変更不可(医療上必要)	患者希望
①	【般】△△錠 10mg 1錠 1日1回 食後(朝) 7日分
②	【般】□□錠 10mg 1錠 1日1回 食後(朝) 7日分
保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。

※あくまで参考例であり、全てのお薬が例示のように表記される訳ではありません。

※後発医薬品が存在しない医薬品は、先発医薬品名を記載します。

薬局では

これまでと同じお薬がもらえます。

また、「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、どの後発医薬品(ジェネリック医薬品)でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

